

「後継者問題を考える」

シンポジウムによせて

第 97 次日本法医学会学術全国集会会長
北海道大学 寺沢 浩一 教授

本邦では、大学法人化に伴う人員・経費の削減、犯罪死見逃しを防止するための解剖率引上げなどが重なり、法医学者への負担が増え続けている。学会をあげて、本格的に後継者問題について取り組むべき時期に差しかかっている。

本問題についての学会の取り組みとして、庶務委員会は早くから本邦の各法医学教室の実態調査を行い、平成 17 年・19 年に報告を行った。また、各々の大学の取り組みとして、平成 22 年頃から、法医人材養成のための特別な教育コースが設けられたり、将来的に死因究明センターのモデルになりそうなシステムが構築されたりした。しかし、学術全国集会のシンポジウムの中で、学会員全体で本問題について、具体策が話し合われたことはなかった。

平成 24 年に制定された、死因究明等の推進に関する法律では、法医学に係る教育及び研究の拠点の整備が盛り込まれ、また、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律では、医師、歯科医師等の人材育成及び資質の向上、大学における法医学に係る教育及び研究の充実が盛り込まれた。政策としても、法医学教室の充実・強化の方針が、明確に打ち出されており、これに対する学会の方針についても、十分話し合う必要性が出ている。

以上の背景を踏まえ、今回、本問題に関する有識者を招聘し、学会員全体で議論できる場としてシンポジウムを企画した。

シンポジウム「後継者問題を考える」

| | |
|----------------|--------------------------|
| 座 長 | 名古屋大学 石井 晃 教授 |
| シンポジスト | 文部省高等教育局医学教育課 岩瀬 鎮男 課長補佐 |
| | 長崎大学 池松 和哉 教授 |
| | 大阪大学 松本 博志 教授 |
| | 北里大学 栗原 克由 教授 |
| ワークショップタスクフォース | 北海道大学 村上 学 助教 |

石井：

名古屋大学の石井でございます。今日はシンポジウム「後継者問題を考える」の座長を務めさせていただきます。後継者問題については様々な取り組みがなされてきてはいるのですが、学会として表立って話しをするというのは今回が初めてです。流れとしましては、まず昨日行われましたワークショップ（※注）のタスクフォースである村上先生にワークショップの結果説明をして頂き、それに続きまして4名のシンポジストの方からご発表を頂きます。その後でディスカッションを行います。

4名の発表者の方ではありますが、文部科学省高等研究局の岩瀬鎮男様には、文部科学省、行政の立場から見た法医学者の育成についてお話し頂けると思います。長崎大学の池松和哉先生には、長崎大学での取り組みをお話し頂けると思います。大阪大学の松本博志先生には、法医学者の育成に関する国際的な視点についてお話し頂きます。最後に北里大学の栗原克由先生には後継者育成問題に関してのご自身の経験とお考えについてお話し頂けると思います。それではまず、村上先生、よろしくお願いいたします。

※注： シンポジウムに先立って、現場で後継者問題に直接関わっていらっしゃる学会員の代表者30名にご出席いただき、直接のご意見をお伺いし、集約させていただく企画として、シンポジウム前日、医学教育に関する教育講演に引き続き、2時間程度行われた。

村上：

現場で後継者問題に関わる法医学者の先生方が現在、抱えていらっしゃる問題点とその解決策について、個人・機関組織・システム政策の各レベル別に、ワークショップの討論内容をそのまま引用して報告いたします。

法医学者個人レベルの問題です。専門領域も病理・毒物・個人識別等幅広い、実務・研究・教育能力に格差が生まれるという点に対して、教育・研究・解剖手順・鑑定書の書き方等の最低限の部分を全国で統一する標準化の必要性が提案されました。ファカルティディベロップメント等の指導法研修についても提案があり、もし自分が指導できなければ他組織との連携を図るという意見もありました。

機関組織レベルの問題です。解剖業績が大学に評価されないという点に対して、法医学が大学にとって重要であることを法人組織に理解してもらい、人事について配慮してもらうという提案がありました。大学院に入る医師が少ないという点について、大学院生の生え抜きだけでなく、臨床研修後に法医学講座に戻れるアプローチや臨床からの転向組を新戦力として組み入れる案が提案され、待遇の問題についても議論がありました。

システム政策レベルの問題についてです。国際雑誌に載るような日本の研究が少なくないという点に対し、他分野、他大学との共同研究を推進することが提案されました。

行政へのアピールという点に対して、公開番組や討論会等で国民に知識を広める、マスメディアを活用する、何か重大な事件が起きた時に必要性をアピールするなどの案が提示されました。

法医学者の地位が低い・収入が少ないという保障や給料の点に対して、待遇改善、具体的には新死因究明制度のためのポストを国・地方自治体に作るという案が出されました。管轄が厚生労働省、警察庁など、ばらばらになっており、統一すべきであるという意見も出されました。

最後に補足として、法医学希望者の抱え込み、具体的には大学入学前の法医学教育、高校生・中学生へのアピールによる全体的な底上げが提案されました。また、アドバイザーの大滝教授からは、法医学の先生方は、法医学の重要性について、建設的な形でもっとアピールしていくべきではないかという提案がありました。

石井：

どうもありがとうございました。それではこれを踏まえて、各シンポジストからのご発言を頂きます。まず、文科省の岩瀬様から法医人材養成の現状と課題についてお願いいたします。

法医人材養成の現状と課題

文部省高等教育局医学教育課 岩瀬 鎮男 課長補佐

岩瀬：

文部科学省高等教育局医学教育課の岩瀬と申します。本日、私からは法医人材養成の現状と課題としまして、法医学教室を取り巻く現状や課題、文部科学省の政策などを紹介させていただきます。

最初に、医学教育全体の改善・充実の方向性を紹介させていただきます。大きくは5点、①基本的な診療能力の確実な習得とその評価、②診療参加型臨床実習の充実、③地域で求められる総合的な診療能力を持った人材の養成、④国際的な質保証への対応、⑤研究医養成のための教育プログラムの充実です。

次に今日お集まりの先生方に関係する事項です。昨年（平成28年）の第180回通常国会において議員立法による、2法案が制定されました。その一つ「死因究明等の推進に関する法律」ですが、2年間の時限立法で、第7条では政府は「講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならない」とされ、第8条では

「内閣府に特別の機関として死因究明等推進会議を置く」とあります。基本方針のうち、文部科学省が関連するのは「法医学に係る教育及び研究の拠点の整備」、「死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上」があります。この他に、「死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」といった、内閣府の事務局を含めた関係省庁間で連携して方向性を打ち出すべき事項もあります。また、もうひとつの法律、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」についても、文部科学省は人材の育成に関連しています。

この推進法では、内閣府に事務局を置くとされました死因究明等推進会議、そしてその下部組織として検討会が置かれています。先日行われました検討会では、中間報告書を取りまとめて頂きました。お集まりの先生方には物足りない内容と受け止められているのではないかと思います。最終的には政府の承認、閣議決定を経る必要があるため、事前に財政当局からある程度の理解を得る必要があります。現時点においては各関係省庁ともこのような記載が限界という状況です。文部科学省関係では、関係会議でその重要性の周知を図る、或いは予算的には引き続きこれまでの取り組みを継続し、拡大に努めるといった表現となっています。以上が死因究明関連法案に関する動きです。

次に、法医学人材養成のための特別コースを設けている大学に対し、文部科学省において予算措置、財政支援をしている状況です。一つ目が国立大学の運営費交付金特別経費で支援している3大学のプログラムです。東北大学、長崎大学については平成22年度からの支援事業です。東京医科歯科大学については今年度25年度からの事業で、法医学だけではなく法歯学とも融合したプログラムですので、私どもも期待しています。二つ目はGP(Good Practice)もので、国公立の大学を通じ平成24年度から支援していますが、選定した10件の事業の中で、専門分野として法医学を特別視されているところは4大学です。中でも札幌医科大学の取り組みは事業名を「死後画像診断力のある死因究明医養成プラン」としており、法律が制定された時節にあったものではないかと考えております。

最後に、1年目ではありますが、このGP事業の責任者にアンケートをさせて頂いた内容をご紹介します。事業前後で、医学部全体で支援する体制が整備され、研究養成への理解が徐々に浸透してきた。課題としては、臨床系からの時間的制約があって研究継続、モチベーション維持に方策が必要だった、学生が増えて研究場所の確保や実験機器の調達が大変だった、というご意見がありました。また、研究教育を一連のプログラムに再構築することが大変だった、卒後臨床研修に支障がないようe-ラーニングシステムを構築することが大変だった、学生を独立した研究者として処遇することが大切だ、などの意見もありました。

石井：

岩瀬様、ありがとうございました。次に、池松先生から長崎大学での取り組みについてお話し頂きます。

長崎大学での取り組み

長崎大学 池松 和哉 教授

池松：

長崎大学での取り組みについてご紹介いたします。警察庁の、解剖体制の強化と解剖率の増加の提言に対応するためには、法医解剖専門医の育成、輩出を目指し、死因究明医育成センター、以下センターと称します、を開設・運営しています。同時に久留米大学、福岡大学と大学院連合コンソーシアムを組んでいます。

長崎大学での法医学教育について、センター開設後は、法医学系の講義を中心に双方向対話型教育支援システムの活用を図っております。また、放射線科と協力し、その臨床実習において死後画像診断の講義を行っております。本校の特徴として、研究医コースやニュークリアトレーニングプログラムコース（大学院先取りコース）を設立しています。

法医実務にコース生が参加してくれた場合、見学だけではなく実際に所見を取ってもらい、解剖後に鑑定書等を書いてもらう等、法医実務を経験してもらいます。ある殺人事件の実例ですが、学生自身が損傷を観察し、成傷器についてスライドのような意見を述べるまで法医診断学を理解するようになり、実際に後の捜査でこの学生の意見が正しいことが証明されています。鑑定書の作成も、実用に耐え得るものを作成してくれています。

学生諸君に少しでも多く症例数を経験してもらうために、2つのシステムを立ち上げました。一つは異状死体を対象とした24時間対応の死後画像診断システム、もう一つは薬毒物スクリーニングシステムです。九州大学のご指導のもと、GC-MSを用いた毒薬物スクリーニング定量システムでスクリーニングを行っております。このようなシステムを稼働させ、法医実務のコースへの学生諸君の参加機会の増加を期待しています。

育成した専門医の活躍の場が大学、大学院であることを念頭に置きますと、研究や教育をも確実に遂行できるようになることが求められます。教育面では、法医学の講義後には必ず症例を基盤としたレポートを学生に課しております。研究面では、学生自身が選んだテーマについて研究を行ってもらい、6年生にもなれば全員が独力で研究立案、思考が出来るようにしています。他分野の先生方から新たなアイディアを出して頂くことも多く、実験が法医で出来ない場合、他分野の先生に教えて頂きながら研究遂行を行い、国内や海外で研究内容等を発表してもらっています。法医学以外にも病理学、中毒学、生理学、遺伝学、臨床医学等の多岐に渡る膨大な知識を必要とし、学内の多数の分野、他大学からのご協力により、死因究明高度専門職業人養成事業を遂行しております。

セミナーを毎年開催し、九州のみならず全国の多数の法医学の先生方に参加して頂いています。私自身が驚いたことは、各大学に法医学に関心を持つ学生が多数存在するという事です。これまでかなりの数の学生諸君を法医から逃していたと感じ、猛烈に反省しております。参加してくれた学生たちとはフェイスブック等で連絡を取り合い、数名が将来法医学に進むことを確約してくれています。

さて、事業遂行を行うと共にいくつかの課題が見えてきました。一つは、我々が育成するのは死因究明医なのか法医研究医なのかということです。学生が、研究志向の学生と法医実務志向の学生に分かれてきています。文科省のホームページには長崎大学は将来の法医学等の基礎医学に貢献できる研究者を養成すると明記され、研究医コースには研究成果発表会がありますが、判定基準は研究の進捗状況のみであり、法医実務の参加程度は全く考慮されません。死因究明医育成センターを目指すものは法医解剖医の輩出のはずですが、しかし、現実的には研究医を養成することが求められております。私自身、この矛盾について答えを出せずしております。

もう一つは、コース在籍者の今後です。大学院まで我々と共に法医学に励むことが出来ても、それから先の受け皿、つまり就職先が長崎大学では全くありません。更に、もし現在コースに在籍する11名が法医学への就職を希望したらどのようになるのでしょうか。法医解剖専門医の活躍の場はほとんどが医科系大学、大学院のみと極端に限定され、その定員数は極めて少ないです。その解決に向けての対策は全く具体化されておりません。この問題点の解決を切に願っています。ご静聴どうもありがとうございました。

石井：

池松先生、どうもありがとうございました。次に大阪大学の松本先生から「法医学者を育てるのか、死因究明医を育てるのか—大学での取り組みと国際的な視点」についてお話し頂きます。

法医学者を育てるのか、死因究明医を育てるのか —大学での取り組みと国際的な視点

大阪大学 松本 博志 教授

松本：

札幌医科大学からこの4月に大阪大学に異動しました松本です。まず札幌医科大学時代に取り組んでいたことをお話しさせて頂き、更に法医学にまつわる国際的な、特に医学教育に限定したことについてお話しさせて頂きます。

私は、札幌医科大学の時代にまず法医学者を養成するという事で、大学の基礎の先生方と一緒にM.D. Ph.D.コースを設置して、積極的に受け入れてきました。結果的に昨年度

4月までの段階では、11名が法医学を選択しました。しかし、初期臨床研修を経て、残ってくれた人は法医学で1名のみ、病理学は法医学の3倍の方が専攻されたのですが結果的に4名で、ほぼ10%程度にしかありませんでした。このような中で、死因究明二法が成立しました。死因究明医の養成が急務であろうというところで、国の支援としては先程、岩瀬様がお話しになったようなGPものが出てきました。そこで募集の要項の中に「法医学」というキーワードが入っていたということもあり、申請をさせて頂きました。先程述べたように初期研修を既に終えた学生のうち10%しか残っていない、それは初期研修の時に関わりがなかったせいである、或いはそれ以外に臨床教育を受けた後のツールが法医学にはないせいではないかと言うところに着目いたしました。もともと札幌医科大学は教育GP（質の高い大学教育推進プログラム）で死亡時画像診断に関して採択されていた背景があり、そのデータを生かして、死因究明医を養成するというようなプランで応募したところ、先程ご紹介頂いたように採択されたわけです。

そのような中で2023年問題が出現いたしました。これはアメリカの医師国家試験の受験資格を国際基準の医学教育を行った国の医師にのみ認めるということに端を発したものです。国際基準と言うのは実は3つありますが、そのうち他国の人達への基準とされているものは世界医学教育連盟のグローバルスタンダードという基準です。ここでのポイントは、そのカリキュラムに法医学はないという事実であります。

国際教育基準に取り組むためにはどうしたらよいかということになりますが、やはり法医学のスタンダード化というのは必須です。例えば実務ということを重視しているのであれば、死因診断基準の設定、専門医制度の第三者評価、謝金・検査費用の取り扱いの統一化、さらにはそれを一般公開していくということも必要ではないかと思えます。それから文部科学省の医学教育モデルコアカリキュラムの検討委員会には既に提出されている、教育での法医学コアカリキュラムについてもアップデートしていかなければならないという問題があります。

今後の戦略として、卒前医学教育において法医学教育の必要性を強調しないといけない。例えば、理事会のより積極的な活動、日本学術会議、或いは共用試験機構、医学教育学会等の連携、積極的な問題提起、それから病理学会、救急医学会等との連携等も必要ではないかと思えます。それからまた各大学でより積極的に取り組みを行う、カリキュラム委員に入り、尚且つ教務委員として活動するというのも一つです。臨床実習も大変ですが、やる。総合大学の場合は薬学部、或いは歯学部で教育も実習もしていかなければならない、薬毒物分析の重要性と、その後継者育成も重要な課題として控えています。

卒後教育としましては、検案の再教育や、検案嘱託医をされている方々が解剖をしたいと言った場合の解剖演習もやらなければならない。更に、国際的なところにおきましては、世界医学教育連盟の人材派遣、或いは国際的な法医学組織と連携してのアピールも必要であると思えます。これは学会として一丸となって前に進んでいかなければならないと思っている次第です。

石井：

次は「後継者育成問題を考える－現状・環境・矛盾－」で、北里大学の栗原先生にお願いいたします。

後継者育成問題を考える－現状・環境・矛盾－

北里大学 栗原 克由 教授

栗原：

(学会としての見解ではなく、一個人としての意見ではありますが、) 育成と雇用というのは切っても切り離せない問題です。解剖数の増加から人を増やして欲しいということで、法医学会として関係省庁にお願いしてきましたが、その歴史を振り返ってみると、我々が立っている位置とまた関係省庁やいろいろな関係者に対するアプローチに失敗があったのではと思っています。我々は、承諾解剖だとか、非犯罪死体に対しても死因究明をやっているけれども、全国の法医学教室がやっていることは基本的に何かというと犯罪死体の司法解剖鑑定です。昔、解剖体経費を出すということで、文科省が我々のやっていることを本務として認知した。しかし、私たちは、厚労省にも警察庁にも手を広げ過ぎた。では、どこが責任省庁なのかというとお茶を濁される。私のところで全責任を持ちますというような省庁は出てこない。現状が混乱している。

警察庁も厚労省も我々の苦悩は理解するけれども、積極的な事業や助成はしてこなかった。ところがそこに、今度は文科省が足を踏み入れてきた。養成したら雇用が待っているという見通しもなく、国の税金を使ってたくさん養成する。しかし、興味を持たせて法医学に進ませてきても、法医学者として一人前になって活躍し、社会に貢献してもらいたいと思っても、就職先のポストがない。文科省の推進会議の中間報告のどこにも雇用という言葉は出てこない。省庁は雇用が出来ない。医学分野は法医学だけではない。法医学は、医学の中の一分野なのだから。

もう一つ、大きな間違いは、我々が事業としてやっている司法解剖は法人の事業ではなく個人の事業だったということ。しかし、独立行政法人化されたとき、法人で雇用されている人間として、死因究明の解剖も、教育、研究、実務と同様に本務となった。

しかし、実費弁済で消耗品等の経費は大学法人に振り込まれてはいるけれど、鑑定料、鑑定書料は、法人で雇用されている人間に支払われている。大学法人に雇用されているのに何故法人に嘱託しないのかと問合せをした。すると、国でいう鑑定が法医関係だけではないため個人嘱託になるということであった。それで、我々の解剖が異常に増え、法医学

者が教育，研究に支障を来し始めているという本末転倒な状況になってきた．何が大切なのか考えてほしい．教育，研究プラス実務である．教育，研究に支障を来すという状況は大学の教員として文科省は許さない，法人としても許さないだろう．

しかし，個人業務が増大したからといって，法人に増員を要望したとしても無理な話である．医学の分野では確かに非常に負担は増えているが，それは公衆衛生学でも病理学でも微生物学でも同様である．法人からは何故，法医学だけが公衆衛生や病理学よりも定員増を望むのか，今の定員で出来ないのかと言われる．ではどうするかというと，業務を減少するしかない．

賛否両論あるが，新法解剖は問題点を含んでいるものの一つのきっかけとなる．この新法解剖は，地方自治体と法人が委託契約として法人契約を結ぶ，つまり，法人の業務になるということである．法人の業務を社会に貢献できるようにきちんとやるために，環境を整えて欲しいと堂々と要求出来るようになる．今までは司法解剖鑑定は法人の業務ではなかったのだから，そこをよく理解する必要がある．この新法解剖は，法人と地方自治体の契約である以上，法人で雇用されている法医学者に金銭の授受があってはならない．当然のことである．

薬毒物の分析でも非常に高額な分析機器を使わなければ，社会には結果を納得してもらえない．この機械が必要であるという場合，法人というのは必ず今年度に来年度の事業計画を組むのでその事業計画に組み込んでもらえばよい．法医学が単独で4000万円のLC-MSを買って下さいと言ったら驚かれるが，医学部全体の事業計画に4000万円を組み込むのは難しいことではない．人員の確保も必要であるが，最初の年度は機器類のみにしておく．そして，医学部全体に法医学がやっていることが法人の事業であるということを認識させた上で，増員の要求は翌年度に持ち越す．そのような形でしか，人員増は望めない．

法医学会が提唱した死因究明センターも，多額の費用がかかり現実的ではない．ではどうするか．文科省のある部分に机を用意してもらおう．人材死因究明センター部門として事務員1人で十分である．そこで大学院にまで進学させた人を雇用してもらおう．医師のみではなく薬毒物分析をする者等も含まれる．それらも含めて，国で雇用してもらい，求人のあるところに手を挙げてもらい，派遣してもらおう．派遣しても365日解剖に携わっている訳ではないのだから，解剖以外の時間に教育に関して研鑽を積み，研究指導を受け，論文を作成し，どちらかの大学にポストを得られればよい．80大学全てが必要かどうかはわからないが，最大20～30人として年間1億円の予算で，どちらかの省庁が，日本の死因究明に関して我々がリードしているという意識を持つことができる．

新法の法人としての契約のメリットを最大限利用する．更に，国に人材派遣部門を作ってもらおう．皆さんに何とか頑張って頂き，育成したら雇用を確実にする，雇用なくして法医学に将来はないと思っております．

パネル・ディスカッション

石井：

ありがとうございます。それではディスカッションの前に4人のシンポジストの方に登壇して頂きたいと思います。

(登壇後)

簡単にまとめますと、岩瀬様からは一省庁からの行政側の取り組み、長崎大学の池松先生と大阪大学の松本先生からは育成への取り組みの現状について、最後に栗原先生からは、育成後の雇用をどうするかです。この問題については、皆様、日々心を痛めていると思います。皆さまからのご意見、ご質問等がお待ちしておりますか。

聴衆1：

臨床検査技師の者です。大学における臨床検査技師教育の時に、法医学の講義が1コマでもあればよかったと思っています。それが1点と、これは質問ですが、後継者問題の時に警察庁、厚労省、文科省、この3省庁が出てくるのですが法務省が出てこないのはどうしてなのでしょう。

岩瀬：

2点目について、推進会議と検討会には法務省のメンバーも入っております。法務省にもこのような問題について一緒に議論するテーブルに入っております。

石井：

一番目の質問に関してはどなたかお答えいただけますか。

栗原：

医療系の総合大学にいて、解剖見学したいのならば顔を出すべきです。我々の大学院には医師は少なく、医療衛生学部の臨床検査学科を出た人が修士課程に入り、修士課程が終わった後、社会に出るか、チャンスがあれば法医学教室に就職したりするが、修士課程か

ら博士課程に行って修了した者が大変優秀であった場合、法医学の特任教員、助教として雇用したケースもある。

純粋な法医学の講義そのものを医療衛生学部関係ですするというのはなかなか難しいと思う。だから、医療総論ということで1コマやっている。

石井：

ありがとうございます。他にご意見はありませんか。

聴衆2：

人材派遣は良い案であると思うのですが、国レベルに持って行くのならば、大学だから文科省なのか、警察庁にそのような部門を置くのか、それとも内閣府に置くのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

栗原：

基本的には予算を取らなくてはいけない。省庁は、大幅な増額予算はやりたがらない。しかし、1億円位の予算で日本全体の死因究明の将来に関してリーダーシップを握るんだという省庁であればどこが出て来るか、そこは省庁の綱引きなのではないか。岩瀬様はいかがでしょう。

岩瀬：

個人的には、栗原先生が提案されたことはありではないかと思っております。決してどこかの省庁にということではなく、法人のようなものとしてセンターを創設して、そこに関係省庁の既存予算を集約することで運用は出来るのではないかと思っております。

聴衆3：

4人の方々からの提言、ありがとうございます。一つ、病理解剖との連携が抜けておりました。病理解剖がほとんど消滅し、病理解剖をする先生がいなくなる危機感を感じている方もいます。病理解剖は病院からの持ち出しで、どこからも一切お金が動かず、病理と連携して剖検センターを作ろうかという話しになった時であっても、お金はどこからも入ってこない。実際、病理解剖をなくして全部法医が一手に引き受け、そこで育った人間を病理の方に進めてもらうというように、解剖をむしろ一体化して死体は法医がやるしか

い. 病理が0になるのが目に見えている程の危機感があることをご承知おき下さい.

石井 :

ありがとうございます. もう一方, どうぞ.

聴衆 4 :

栗原先生が言われました雇用に関わるということのは本当に重要で, まさにその通りだと思ったのですが, 人材育成予算をある省庁が配分するという形になりますと, 人事権をその省庁が握る形になります. そのような中では鑑定の中立性が損なわれるのではないかと. そうした危険性についてはどのようにお考えでしょうか.

栗原 :

鑑定の主たる責任者はその派遣されている先生ではなく, その講座の教授である. だから, 省庁から何か言われた場合には, この派遣して頂いた方はお返しするという事で済む. 鑑定に関わることについての省庁からの意向に対しては, 我々は聞く耳を持ちません.

聴衆 4 :

もちろんそうなのですが, 何らかの形で圧力が加わりかねない構図になる. つまり, そのようなことであれば次回は送らないということになる. 法医に沢山の人が来たがっているような状況であれば全くそのようなことはないのですが, あまり人が確保できない中で, どうしても来て欲しいということになると, 悪い面が出る.

栗原 :

どのような政策, 運用でも長所, 短所がある. 実際, そのような形で国がやってくれるかどうかはわからない. 先生のご心配はその先の問題である. もしやってくれるとなったならそこで長所, 短所, 運用については十分に議論すればよいのではないかと.

石井 :

お金は, 省庁がタグ付けする, 人材のタグ付けは法医学会が仲介する, というような方法で, 運用には色々なやり方があるとも思うのですが, いかがでしょうか.

栗原：

実際にそのような話しが現実化してきた時に、法医学会として運用はどのようにしたらよいのかというところを煮詰めていけばよいが、まず、国がその気になってくれないと話が進まない。

聴衆5：

私は死因究明のためのこのような事業をどの省庁に分けるかということは絶対に出来ないことであると思っています。死因究明が行われているから、その結果が出るから、この死体は教育研究にも役に立つ、公衆衛生にも役に立つという風に分けられますが、1体、1体の異状死体が出た時の検案解剖というものは、最初に死因が分かるまではどの省庁のものか決めつけるのはおかしいと思います。省庁で縦割りするのではなく、政府一体となってこの制度をバックアップしてもらいたいと願っています。

もう1点、後継者の育成ということで、本当に医師を育てていくことも大事ですが、執刀補助をする人、組織学的検査をする人、薬毒物検査をする人、そのような人たちと一緒に育てて行かないとこのような制度は成り立たない、そのように思います。

石井：

多くの方がそのように思っていると思いますので、この認識が共有できればと思います。このタイミングでご発言をお願いするのは心苦しいのですが、今日は内閣府死因究明推進会議の方がお見えになっていると思います。安森様、もし、ご発言頂ければ大変有難いと思います。

安森：

推進会議の事務局長安森です。出身は警察で、現場でお世話になっている先生方の苦勞は十分理解しているつもりです。現在、内閣府におかれた死因究明等推進会議事務局におりますが、霞ヶ関が死因究明というものをどう見ているのかという説明をいたします。率直に申し上げますと、死因究明がそんなに必要なのか、大事なのかということが、まず理解されておりません。何を言いたいかと申しますと、政府を動かそうと思うのなら、法医学、死因究明の価値というものがあるのだということを本当にアピールして頂いて、それが理解されるようお願いしたい。それがあれば役所は動きます。失礼な言い方ではありますが、それが足りていないのではないかと思います。

加えて極端な言い方をしますと、本当に司法解剖が出来ないくらい本業が忙しいならば、司法解剖を断る位のことをやったらどうですか、ということです。それ位のインパクトを与えて、自分たちの苦勞を何だと思っているのだという問題提起をしないと霞ヶ関は動かない。法医の先生方がその存在を高くアピールする、それで各省庁、政府が一体となり、なるほどこのようなことをしなければならぬという体制になってくれれば動くと思います。まだ、その入り口でつまずいております。

会議の事務局長ですのでこのような場で発言することは好ましいことではありませんが、この場と霞ヶ関の温度差を感じましたので、雑駁な説明で申し訳ありません。

石井：

要するにそこまで必要性を強く表明しないといけない、結局、霞ヶ関はまだ十分理解していない。

安森：

私の感触はそうでございます。学会としてストライキをする、それはやめた方がよいということを今まで繰り返しておられたと伺っておりますが、その域から出ないから、霞ヶ関は、頼めばやってくれるだろうと思うので、こういう状態が続いているのでしょう。本当に突き付けるものを突き付けて、さてどうするのだという話しを進めていかないと進まない。新理事会は大変な責務を担ったということになります。

聴衆6：

今の追加になりますが、何年か前に時津風部屋の事件があったと思います。その時、世論と言いますか、マスコミが騒いで、最終的に世論が沸騰し、霞ヶ関が動き、法医の方にお金が出るようになったと私は思っています。その辺りの経過、世論の重要性についてはどなたにお聞きしたらよいのか。

栗原：

皆、善人過ぎる。頼まれたら引き受ける。日曜祭日でも。だから警察庁も、法医学者は何を言ってもやってくれると思っている。苦しい辛いと言っても、大変ですね、で終わってしまう。内閣府の方が言われたように我々の人員と能力ではここまでしか受けられませんかとはっきり伝える。日曜日は解剖を受けず、月曜日まで待ってもらおうというようにし、どうしても待てないものは相談してもらおうという形で、こちらもある程度突き放してい

ないと、依頼すれば何でも応じてくれるで、終わってしまう。今の定員から考えて、要求すべきところを整理して、戦略を考える必要がある。

石井：

岩瀬様から。

岩瀬：

先ほどの栗原先生のお話の通り、現状は事業を個人で受けているということになっています。委託している警察の側からは、必要な分はきちんと解剖をし、答えも出してもらっている、必要な金額はきちんと払っている、それで何が足りないのかと逆に質問される。我々は、現場の先生が大変だと言っていますのでどうにかして下さいと代弁はするが、それ以上の具体的なことは言えないというジレンマがあります。解剖のやり方・質の違いが大変な問題としてあるのに、そこに関する議論なくて、一括りに大変ですと言われる。もう少し具体的なことを教えていただく必要がある。また、学会として、ある程度の基準を示して頂き、委託する側の警察に、この基準を満たしていないような組織や人には委託しないよという主張をして頂ければよいのではないかと。

法医学会は、解剖するためにだけある組織ではないという先生もおられる。我々文科省は質の担保についてどこに相談していけば良いのか分からず困っているところです。後継者養成の議論の中で、質の担保についてどこかで示していただければと思います。司法解剖をする際の基準はこのようなものだとすることを、世の中に示すことの出来るような整理を、是非お願いできればと思っています。

石井：

最後に、松本先生と池松先生から、まとめを含め、今までの議論を踏まえてご意見を頂ければと思います。

松本：

予算をどこが持つかというような話が出されました。今のシステムの中では司法解剖に関してはかなりのお金を頂いている状況があります。私達はお金を頂いた中で、どれだけのことをやって、どれだけの評価を得ているのか、それが余っているのか余っていないのか、どれだけのクオリティを保証しているのかを示さなければなりません。

文科省の岩瀬様がいらしていますが、私達としては確かに普段警察庁から依頼を受けてやっているというところがありますけれど、そもそもの要務としては教育、研究であり、それにはやはり応えるべきであると思う。

また、学内的には他の基礎の先生方、臨床の先生方の抱える問題もある。栗原先生のお話し通り、司法解剖は個人で受託していましたが、新法解剖は大学として受託しています。臨床の先生方は附属病院で普段診療していますが、それは大学として委託を受け、それに関して謝金はもらっていない。そのようなところも踏まないと難しいと思います。

それから、学会として少なくとも各大学の先生方に任せるのではなく、これだけの基準を持ってやる。検査にしても、この検査が必須であるが人がいない、そうしたらそれはどちらかでやる。鑑定の質、死因診断の時にこれだけの検査が必要だということを明確にすることによって、人材派遣の話も出るのではないかと思います。また、国立、公立、私立でそれぞれ違う点がある。それは学会の中で何がどうなっているのかということを確認して個別に任せないということが必要ではないかと思います。

池松：

後継者育成の問題について、死因究明等の問題に話移ってしまったのが少し残念であったと思っています。私自身は学生と一緒に楽しませてもらっている訳ですが、この方法が正しいのかどうかさえまだ全然わかりません。その辺りのご意見を先生方から実はお聞きしたかったと思います。

石井：

先生方、ありがとうございます。無理にでも座長がまとめなければいけないということになる訳ですが、問題は非常に多面的です。なぜ後継者育成か。それは死因究明を充実するために人を増やさなければいけないからであると。これらを推進するためには、法医学会としては、このようなパースペクティブでこれだけのお金がいるのだという、サウンドな根拠を出して霞ヶ関を動かすことが必要でありましょう。そのためには学会が出来る限り一枚岩になって動かないといけない。そして、もう一つには、鑑定の質の担保のための標準化という問題点が浮かび上がってきたように思います。

先生方、フロアの先生方、省庁の方には大変お世話になり、貴重なご意見を頂いて大変感謝しております。つたない座長ではございましたが、これでシンポジウムを終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。